



建築における知的財産権 の保護と動向

～改正意匠法における建築物と内装の意匠権を中心として～

(一社) 日本コンストラクション・マネジメント協会
関西支部

2020年度 法令部会セミナー

2021年3月2日

大和法律事務所
弁護士・弁理士 釜田 佳孝

お話しすること

1 建築デザインにおける知的財産権の保護

- 1 – A 著作権による保護
- 1 – B 不正競争防止法による保護
- 1 – C 産業財産権による保護

2 改正意匠法による建築物と内装の保護

- 2 – A 概要
- 2 – B 建築物と内装の意匠登録件数

3 改正意匠法とCMR、設計事務所、ゼネコンにおける建築デザインへの影響

- 3 – A 侵害のリスク
- 3 – B 侵害のリスクヘッジ
- 3 – C 権利化によるメリット

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護



1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1 – A 著作権による保護

- ・建築デザインが著作物といえる場合は、デザインを独占できる
- ・著作権のメリット
 - ① 産業財産権（※）のように出願や登録といった手続をしないでも、作った時点で自動的に権利を取得することができる
 - ② 保護期間が最も長い（産業財産権よりも長い）
個人の場合-創作時～死後 70 年間独占できる
法人の場合-公表後～70 年間独占できる
- ・それでは建築デザインの保護は著作権で十分か？

※ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1 – A 著作権による保護

- ・ 著作権としての保護を受けるには建築デザインが「著作物」（著作権法 2条1項1号）でなければならず、それには次の2つのルートがある
 - ① 「建築の著作物」（同法 10条1項5号）に該当すること
 - ② 「図形の著作物」（同項6号）に該当すること

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1 - A 著作権による保護

① 「建築の著作物」に該当するか？

→実務（裁判例）は極めて高度な創作性のある建築物しか認めない

建築物において通常加味される程度の美的要素を超えた建築家・設計者の思想または感情といった文化的精神性を感得せしめるような**建築芸術といいえるような創作性や造形美術としての美術性を備えた場合**でなければ著作物性を認めず、それ以外の建築物、例えば一般住宅のようなものは「建築の著作物」とは認めない

（グルニエ・ダイン事件/大阪地判H15・10・30/大阪高判H16・9・29、ログハウス調木造住宅事件/東京地判H26・10・17）

ほとんどの建築デザインは該当しないだろうから、①による保護はあまり期待できない

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

グルニエ・dain事件（大阪地判H 15.10.30）



積水ハウス
「グルニエ・dain」
通産省グッドデザイン賞

三和ホーム
「百年耐久檜の家」



1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1 – A 著作権による保護

- ① 「図形の著作物」に該当するか？
→これまでの実務(裁判例) は否定的傾向

作図の対象物（建築物）に創作性が存しても、設計図作成における作図法に創作性がなければ著作物性を否定する傾向にあった。しかし、近時、マンションの設計図について、作図上の表現方法だけでなく「その具体的な表現内容」に作成者の個性が發揮されている場合にも著作物性を認められるとして、「各部屋や通路等の具体的な形状や組合せ等も含めた具体的な設計」部分について限定的ながら著作物性を認めるに至ったものがある（マンション設計図事件控訴審/知財高判H27・5・25）

現時点で、これまでの傾向が変更され、作図の対象物（建築物）に創作性があれば「図形の著作物」として保護されるとは断定できない状況

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1－B 不正競争防止法による保護

- ・建築デザインが「商品等表示」に該当すれば、周知な商品等表示（不正競争防止法2条1項1号）や著名な商品等表示（同項2号）として、デザインを独占できる

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

コメダ珈琲店事件（東京地判H28・12・19）

【ご参考】 コメダ珈琲店及びマサキ珈琲の外観写真



【コメダ珈琲店岩出店】



【マサキ珈琲中島本店】

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-B 不正競争防止法による保護

・不正競争防止法のメリット

- ① 産業財産権のように出願や登録といった手続をしないで
も、周知や著名となった時点で自動的に独占できる権利を
取得することができる
- ② 周知や著名であり続ける限りずっと保護される

・それでは建築デザインの保護は不正競争防止法で十分か？

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-B 不正競争防止法による保護

・建築デザインが周知（全国的でなくとも一地方において広く認識されていること）か著名（周知より高い知名度を有していること）となっていることが必要

→ ほとんどの建築デザインは周知や著名になっていないので、これで保護されるものはごく一部

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-C 産業財産権による保護

- ・産業財産権とは
 - ① 特許権
 - ② 実用新案権
 - ③ 商標権
 - ④ 意匠権

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-C 産業財産権による保護

- ・デメリット

特許庁に出願し登録されないと権利取得できない(手続きコスト発生)

- ・メリット

権利の有無が明確 著作権や不正競争防止法は権利の有無がファジー

- ・それでは建築デザインへの各産業財産権の保護はどうか？

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-C 産業財産権による保護

① 特許権、② 実用新案権

それらの保護対象は「発明」や「考案」に該当する技術的なものに限定されており、建築デザインの形状、模様、色彩が発明や考案の技術的構成と結びついている場合は、特許権や実用新案権が保護されることによって間接的に保護される場合もあるが、例外的

保護期間は、①は出願から20年間、②は出願から10年間

1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-C 産業財産権による保護

③ 商標権

「商品」や「役務」に関して使用される商標(商品名やサービス名)を保護するもので、建築デザインそのものを保護するものではない

ただし、立体商標として、建築物の外観や内装を商標登録することは可能

株式会社コメダ(登録済)



カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(未登録)



株式会社テクノーブル(登録済)



1 建築デザインにおける 知的財産権の保護

1-C 産業財産権による保護

④ 意匠権

改正意匠法により、2020年4月1日から「建築物」と「内装」の建築デザインを保護対象に加えた

コペルニクス的転回？

建築デザインの知価革命？

これまで建築デザインは一部が例外的に著作権や不正競争防止法で保護される程度であったので、先行する建築デザインとの抵触について注意義務を払わないでも問題となることはなかったが、改正意匠法は建築デザインそのものを保護すること、つまり意匠権者による独占を認めたので、今後の建築デザインの創作では、まず他社の意匠権を侵害しないものをデザインするといった発想の転換が求められる。また、意匠登録することで自社の知的財産として差別化、優位性を確保できる可能性あり

2

改正意匠法による建築 と内装の保護



2 改正意匠法における建築物と内装の保護

2-A 概要

意匠法が改正され、昨年（2020年）4月1日から建築物や内装のデザインについても意匠権を取れることになった

- ・「意匠権」とは-物のデザイン(意匠)を独占的に専有できる権利
- ・これまで対象は「物品」（動産）に限定されていたが、不動産にも拡げられた
- ・デベロッパー、CMR、設計事務所、建築会社など建築PJにかかる会社は、今後は建築物・内装のデザインの意匠権についても関心を払わざるを得ない

建築物・内装デザインの意匠権の概観

**特許庁「建築・内装デザイナー向け情報」
スライド資料（抜粋）を引用して説明**

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kenchiku-naiso-joho.html>

～令和元年 改正意匠法対応～

建築物・内装のデザインに携わる方向け

意匠登録出願の基礎（建築物・内装）

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室

令和2年（2020年）3月作成

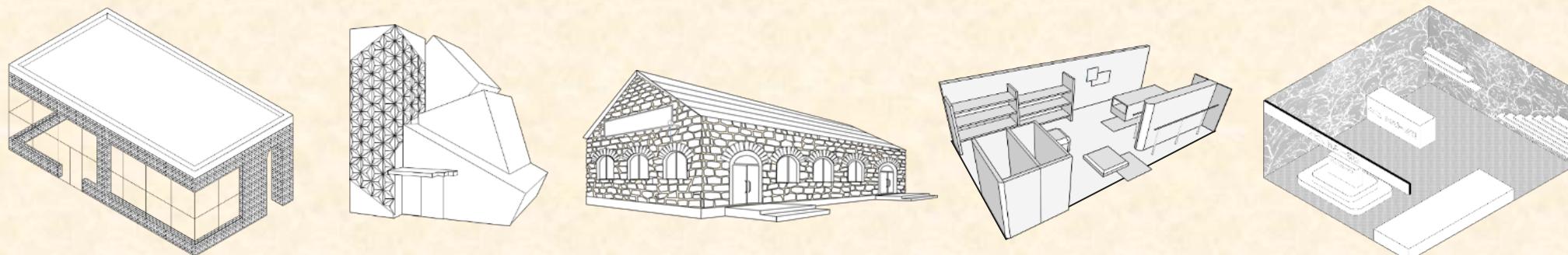
※改正意匠法施行（2020年4月1日）後の内容を記載しています。

※本資料は、日本の意匠登録制度をご紹介するものです。国や地域により、制度内容が異なりますのでご注意ください。

～はじめに～

令和元年、意匠法が改正され、建築物・内装の意匠が保護対象に加わりました。

**令和2年（2020年）4月1日以降、
建築物・内装の意匠登録出願が可能になります。**



この資料は、その建築物や内装のデザインに携わる皆様に向けて作成しました。

「意匠法って何？」「どんな審査？」「どのように出願すればいいの？」
意匠登録出願の基本をご紹介します。

01 意匠法とは

意匠法とは

(意匠法 第1条、第2条)

創作した意匠を保護する法律です。

これまで「物品」のデザインが主な保護対象でした。

⇒ 令和元年、意匠法が改正され、「建築物」や「内装」のデザインも保護対象になりました。

意匠法 第一条

この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

意匠法 第二条

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（中略）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

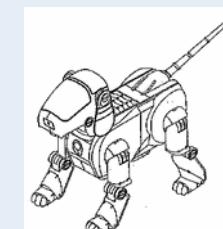
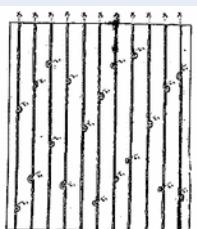
■意匠法の歴史

明治21年（1888年）現在の意匠法の前身となる「意匠条例」が制定されました。
以来、約130年にわたり、日本のデザインの発展を支えています。

（意匠条例が制定された主な理由）

- ・創作者の権利を認めて保護することは、日本の産業発展のために必要
- ・新しいデザインを生み出すには多くの労力が必要 ⇒ そのデザインが簡単に模倣されてしまっては、デザインをした人が報われない。

■意匠登録の例



参考：特許庁意匠課「意匠制度120年の歩み」https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_seido_ayumi.html

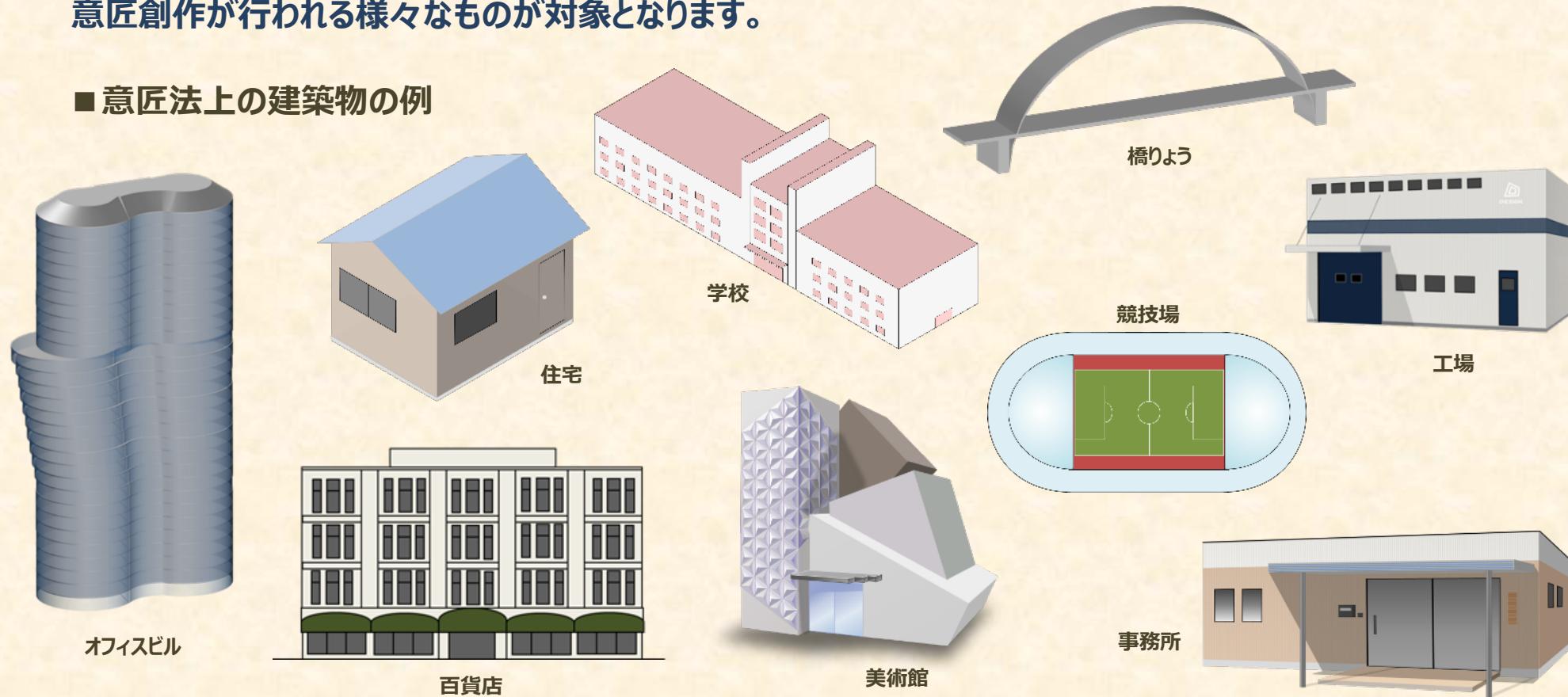
意匠法上の建築物

(意匠法 第2条) (意匠審査基準 第IV部第2章)

土地に定着した人工構造物（土木構造物を含む※）です。

オフィスビルや住宅、ホテル、競技場、各種商業施設、駅舎、空港、橋りょう、電波塔など…
意匠創作が行われる様々なものが対象となります。

■意匠法上の建築物の例



※こうした取扱いは、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものです。

意匠法上の内装

(意匠法 第2条、第8条の2) (意匠審査基準 第IV部第4章)

店舗や事務所など、様々な施設の内装が含まれます。

★観光列車や客船など、動産の内装も対象です。



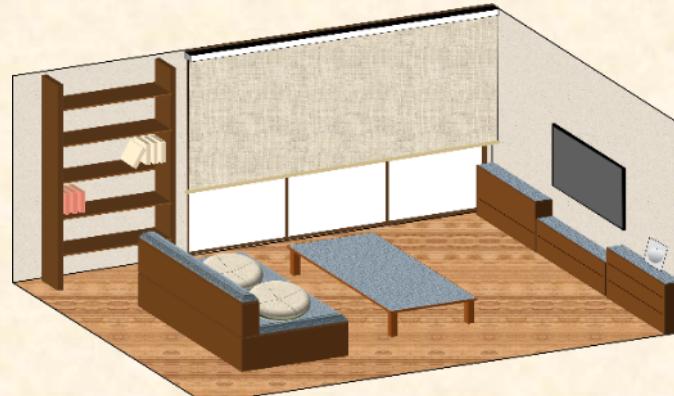
■意匠法上の内装の例



喫茶店



幼稚園の教室



ホテルの客室

なお、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

詳しくは意匠審査基準 第IV部第4章 内装の意匠 6.1.1
「意匠を構成するものであること」をご参照ください。

意匠権の権利期間

(意匠法第21条など)

最長25年です。 ※何年間、権利を維持するかは、権利者が自由に決められます。

意匠権は、審査を経て登録査定となり、登録料納付の手続が完了次第、発生します。その存続期間の終わりが、令和元年の意匠法改正により、
登録料納付の手続完了から20年 ⇒ 出願から25年に延長されました。

■意匠権に関する主な費用

意匠登録出願の料金は、出願1件につき、16,000円です。

審査を経て登録査定となり、その権利を登録・維持するためには、以下の登録料を納める必要があります。

- ・1年目～3年目 8,500円／年
- ・4年目以降 16,900円／年

詳細は以下のページをご参照ください。

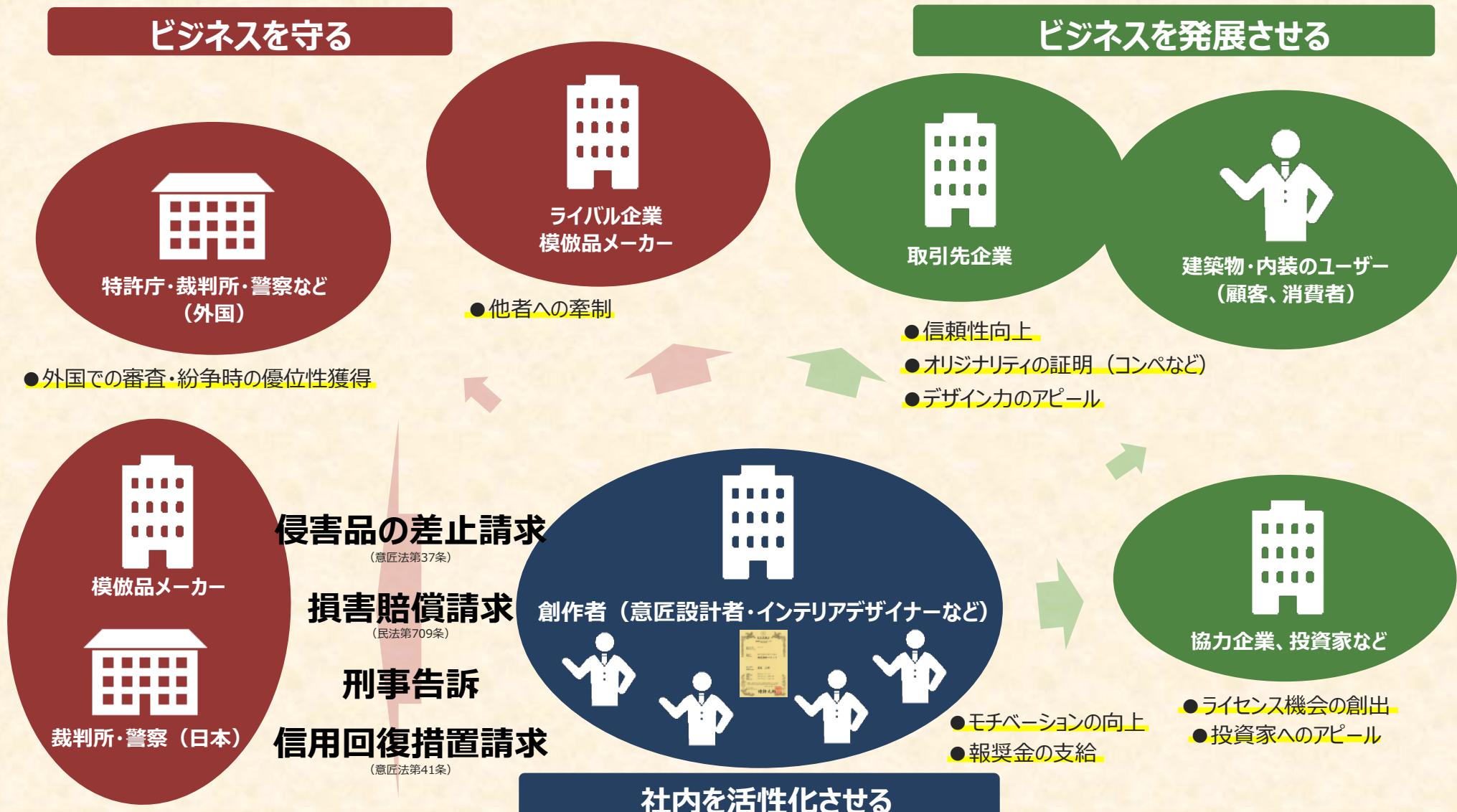
「産業財産権関係料金一覧」(特許庁HP)

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

※このほか、弁理士に出願等を依頼する場合は、別途弁理士費用がかかります。

02 意匠権の効果

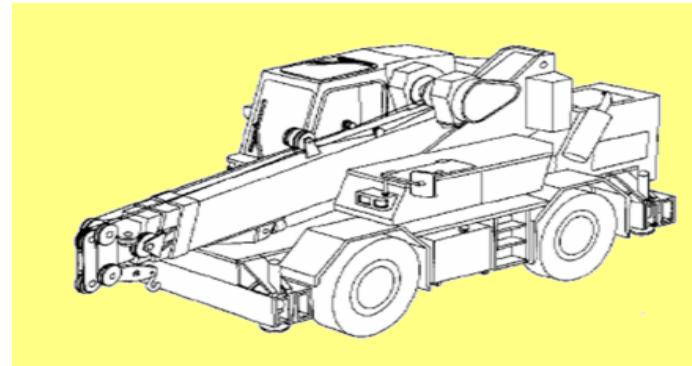
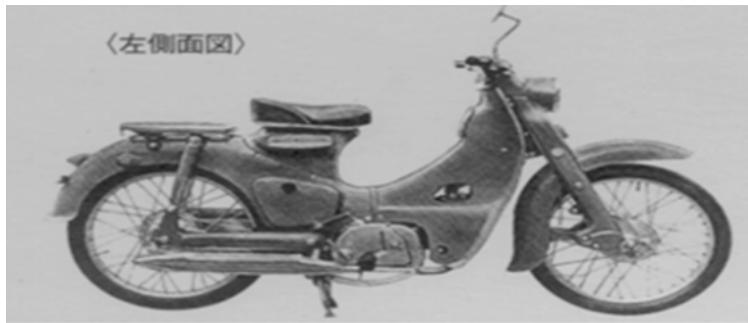
意匠権の効果



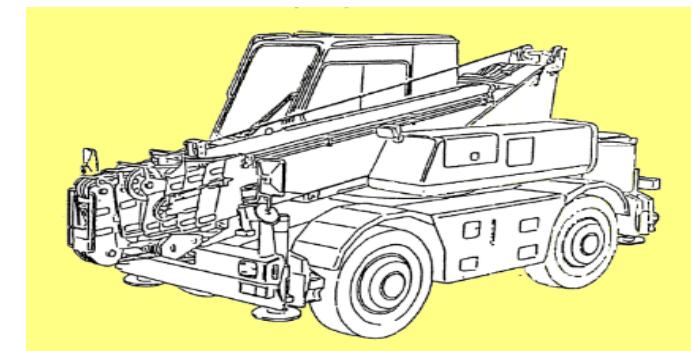
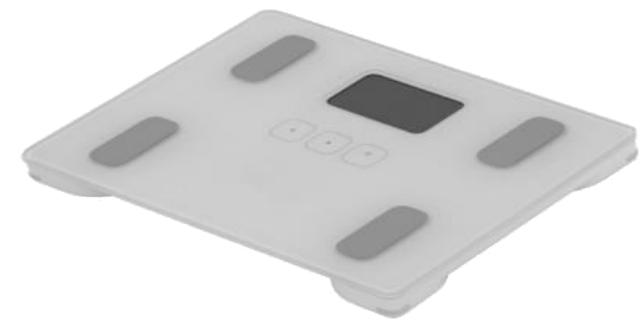
平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠権の取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究」を参考に作成

裁判例（高額な賠償額の事例）

「自動二輪車事件」 (昭和48年／東京地裁)



「自走式クレーン事件」 (平成12年／最高裁)



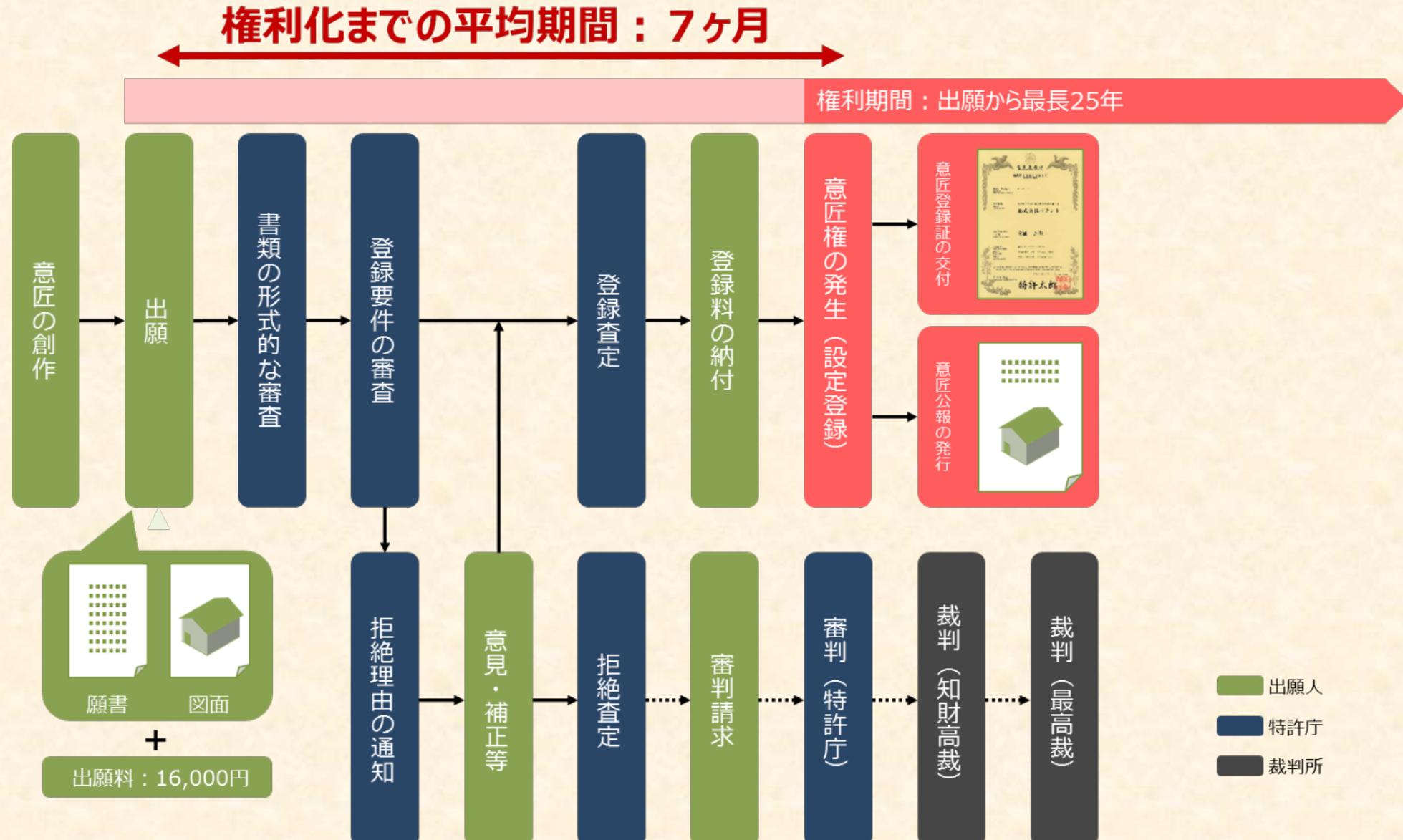
損害賠償額 約7億6千万円を認定
※当時の大卒初任給は3万円程度

損害賠償額 約4億5千万円を認定

損害賠償額 約1億3千万円を認定

03 出願から登録までの流れ

出願から登録までの流れ



意匠登録を受けられる人

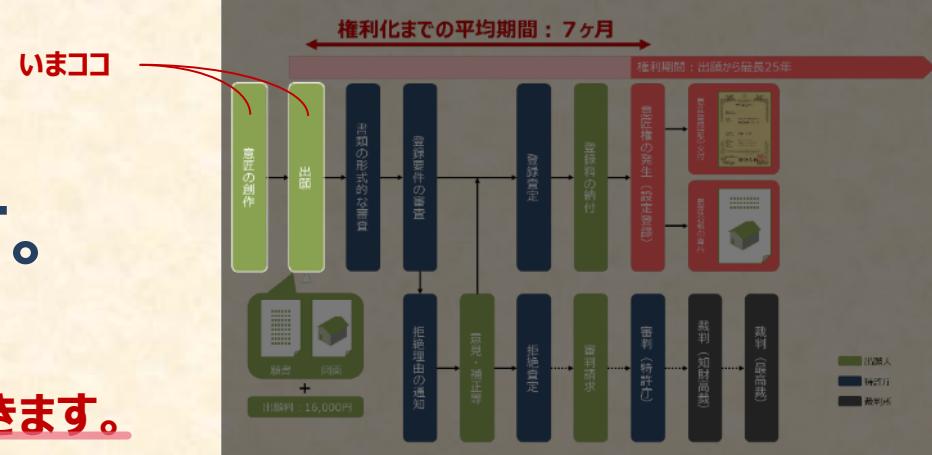
出願人

(意匠法第15条2項で準用する特許法第33条、第34条)

「意匠の創作をした人」に 意匠登録を受ける権利があります。

例：意匠設計者、インテリアデザイナーなど

意匠登録を受ける権利は、他者に譲渡することもできます。

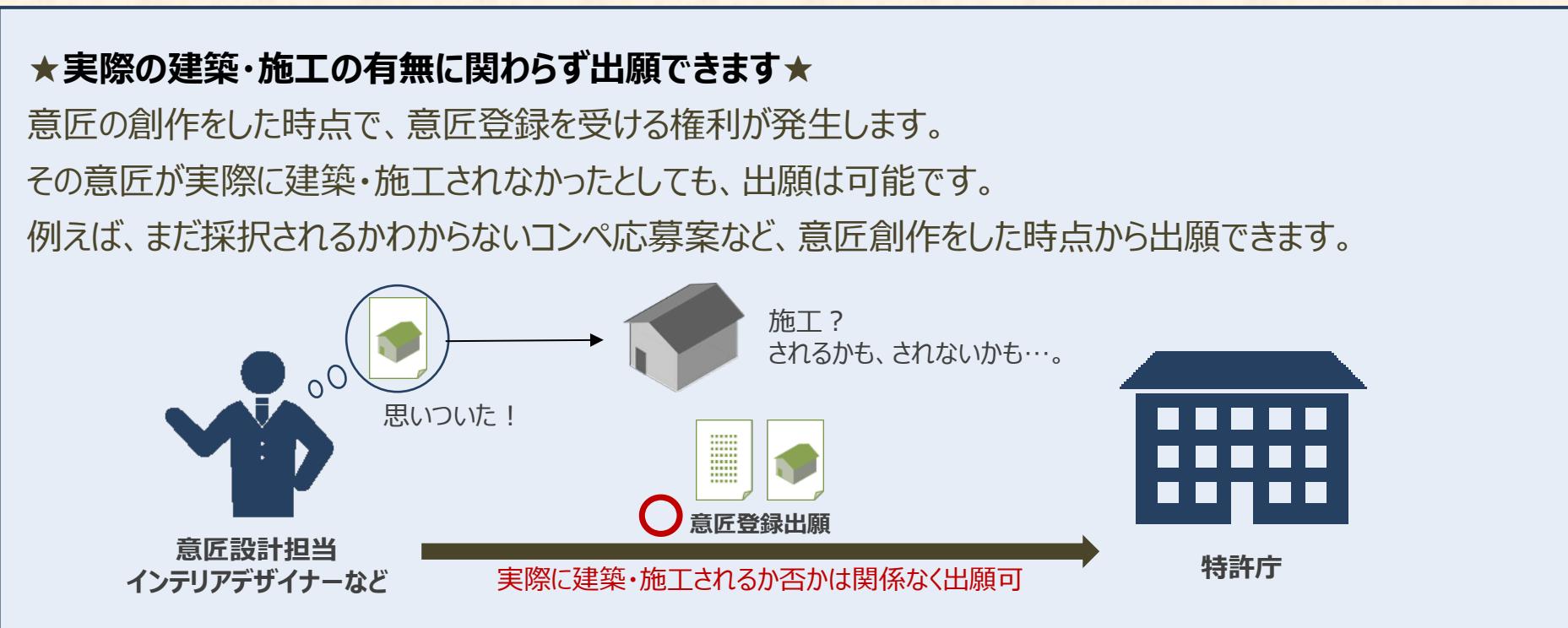


★実際の建築・施工の有無に関わらず出願できます★

意匠の創作をした時点で、意匠登録を受ける権利が発生します。

その意匠が実際に建築・施工されなかったとしても、出願は可能です。

例えば、まだ採択されるかわからないコンペ応募案など、意匠創作をした時点から出願できます。



04 主な登録要件

登録要件の判断

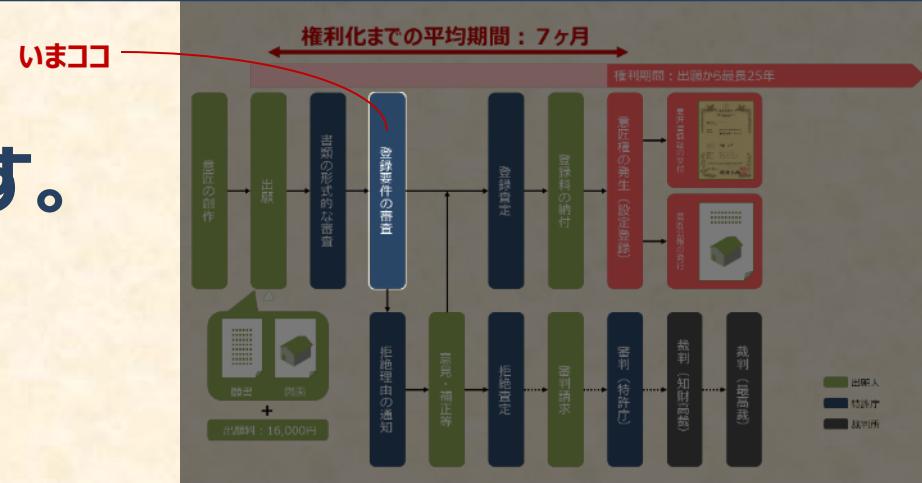
特許庁

登録できるか否か検討・判断します。

審査官は、先行意匠調査の結果を考慮して判断します。

主な登録要件は以下のとおりです。

登録にはすべての要件を満たす必要があります。



■意匠ごとに出願されていること (P.29)

一意匠一出願

■工業上利用できる意匠であること (P.31)

意匠を構成するものであること／意匠が具体的なものであること／工業上利用することができるものであること

■新規性 (P.32)

公知の意匠と同一・類似の意匠でないこと

■創作非容易性 (P.34)

公知の意匠から容易に創作できた意匠でないこと

■先願 (P.36)

同一・類似の意匠について最先の出願であること

■不登録事由 (意匠法第5条)

公序良俗に反する意匠でないこと、必然的形状の意匠でないこと、等

(意匠法第3条1項各号)

出願前に公開されたデザインでないこと

出願する前に、雑誌やカタログ、インターネットなどに公開されたもの、それに類似するものは、皆に知られたデザイン（＝新規性がない意匠）として、登録することができません。

★出願前に、創作した意匠を公開すると、新規性を失うことになりますのでご注意ください。

この例外として…

※やむを得ず意匠を公開し、その後に出願したい場合（意匠法第4条）

例えば、公開コンペに応募した案など、意匠が公開された後に実施が決まり、その後に意匠登録出願をしたい場合など、そのまま出願すると、新規性がない意匠として審査で拒絶されます。

このような場合は、公開から1年以内に限り、所定の手続を行って出願すれば、そのコンペで公開した意匠に限り、新規性を失ったとはしない規定があります。詳細は以下を参照ください。

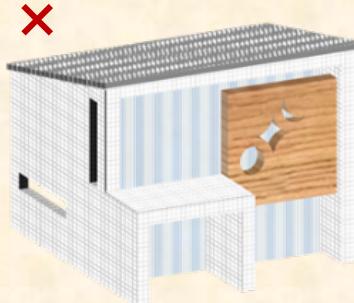
意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（特許庁HP）

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html>

(出願前に公開されたデザインのみならず…)

**出願前に公開されたデザインと“類似する意匠”についても、
新規性がないとして、登録することができません。**

建築物

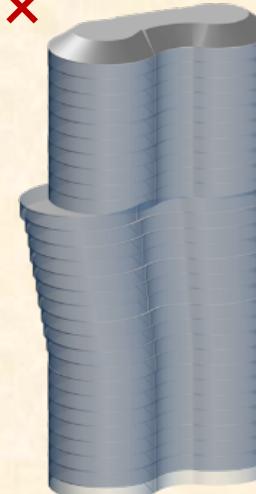


公知意匠「住宅」

類似

出願意匠「住宅」

×



建築物

公知意匠「ホテル」

類似

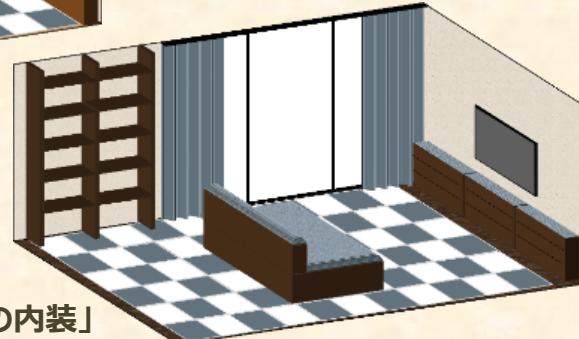
出願意匠「ホテル」

内装



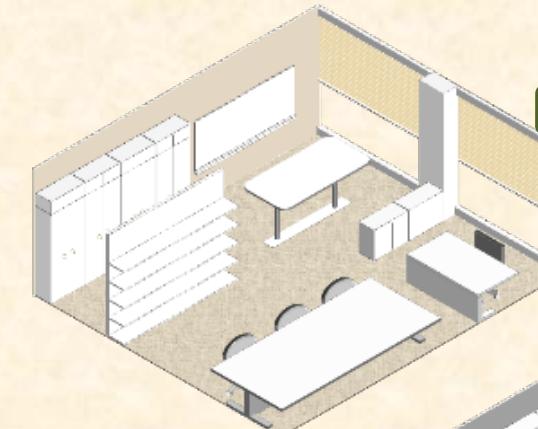
公知意匠
「Y邸のインテリア」

類似



出願意匠
「病院用待合室の内装」

×



内装

公知意匠「オフィス」

類似



出願意匠
「オフィスの執務室の内装」

×

創作非容易性

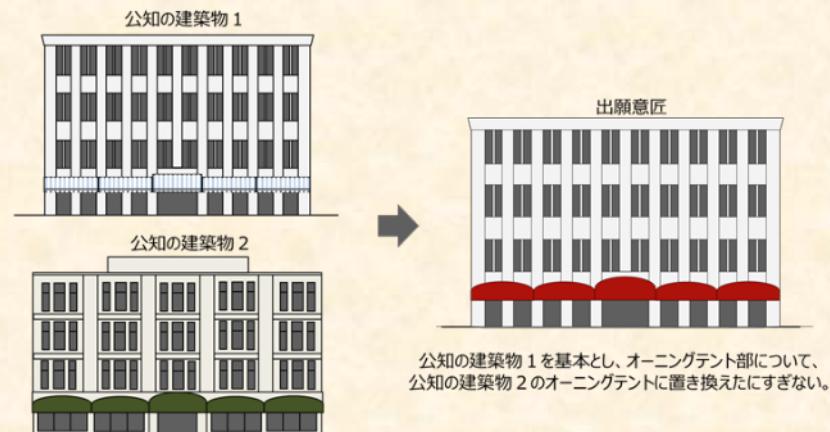
(意匠法第3条2項)

当業者が容易に創作できるものでないこと

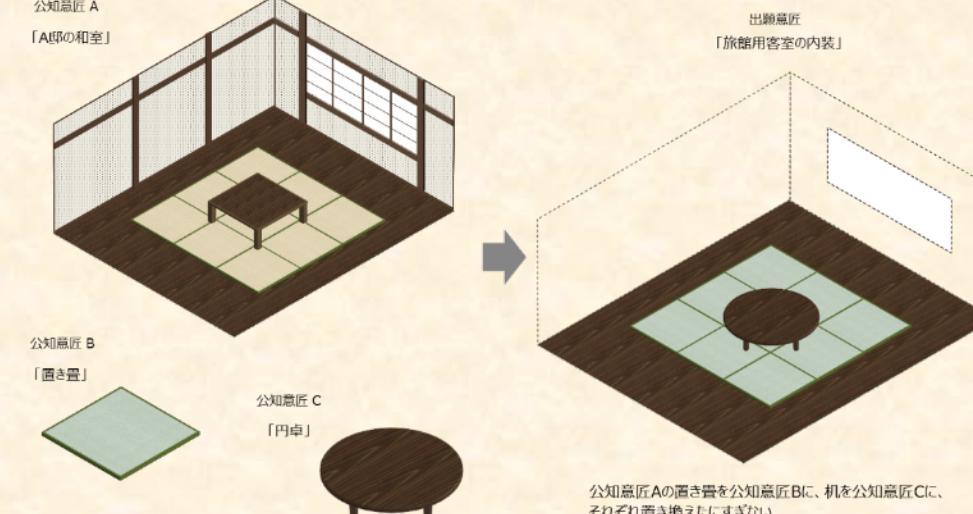
産業の発展を阻害するおそれがあるため、
当業者（意匠設計者やインテリアデザイナーなど）が容易に思いつく意匠は登録できません。

■創作容易な意匠の例（意匠審査基準 第IV部 第2章 建築物の意匠、第4章 内装の意匠）

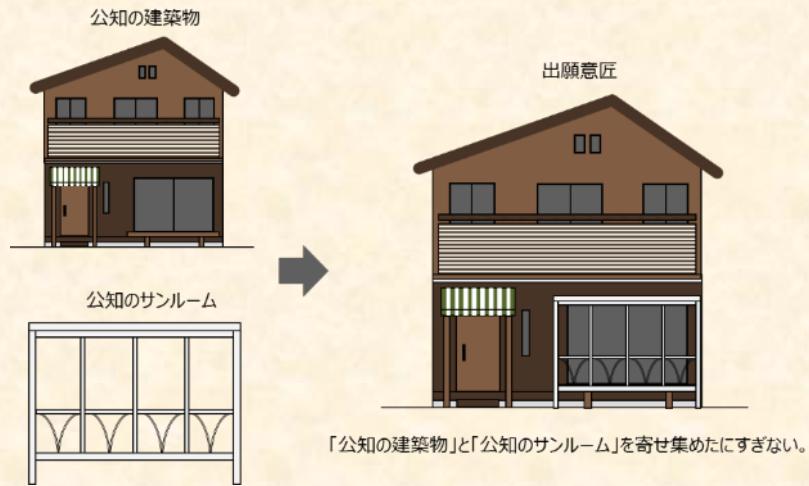
建築物 置き換え



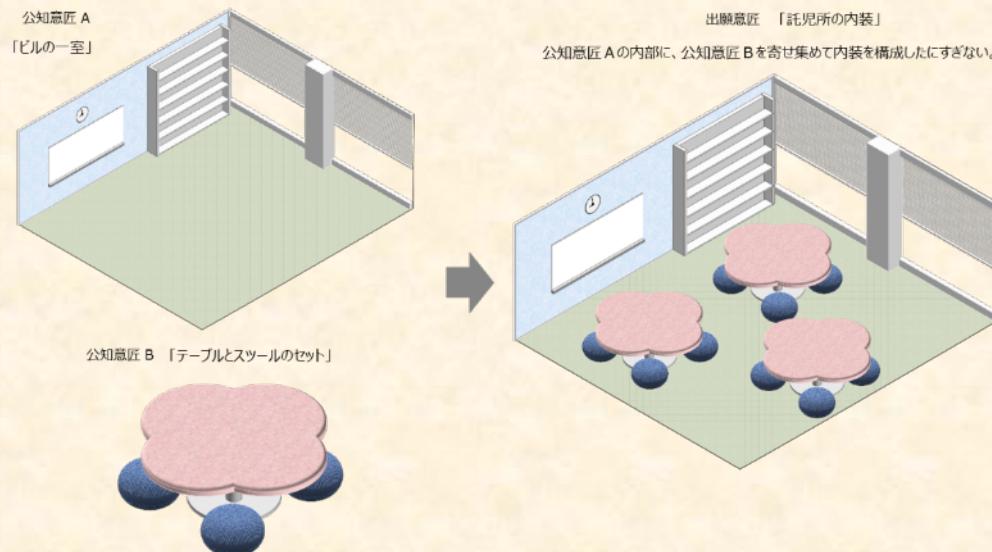
内装 置き換え



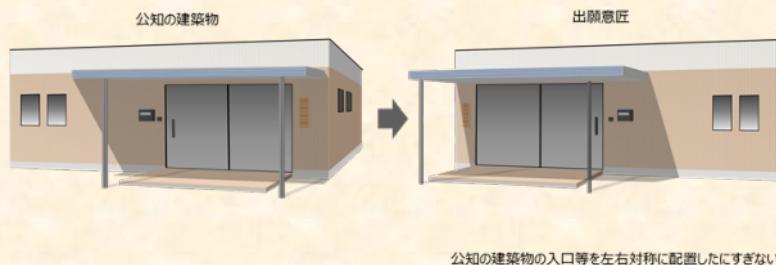
建築物 寄せ集め



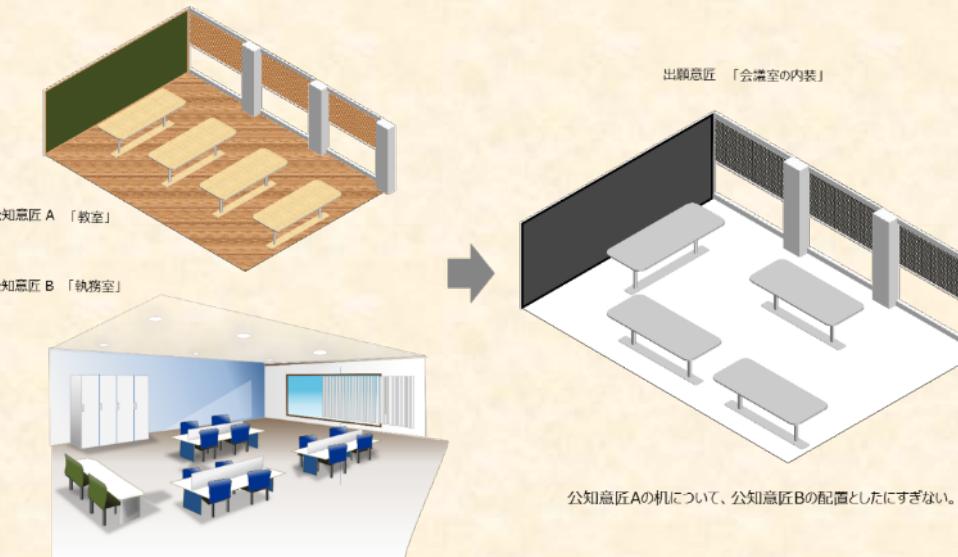
内装 寄せ集め



建築物 配置の変更



内装 配置の変更

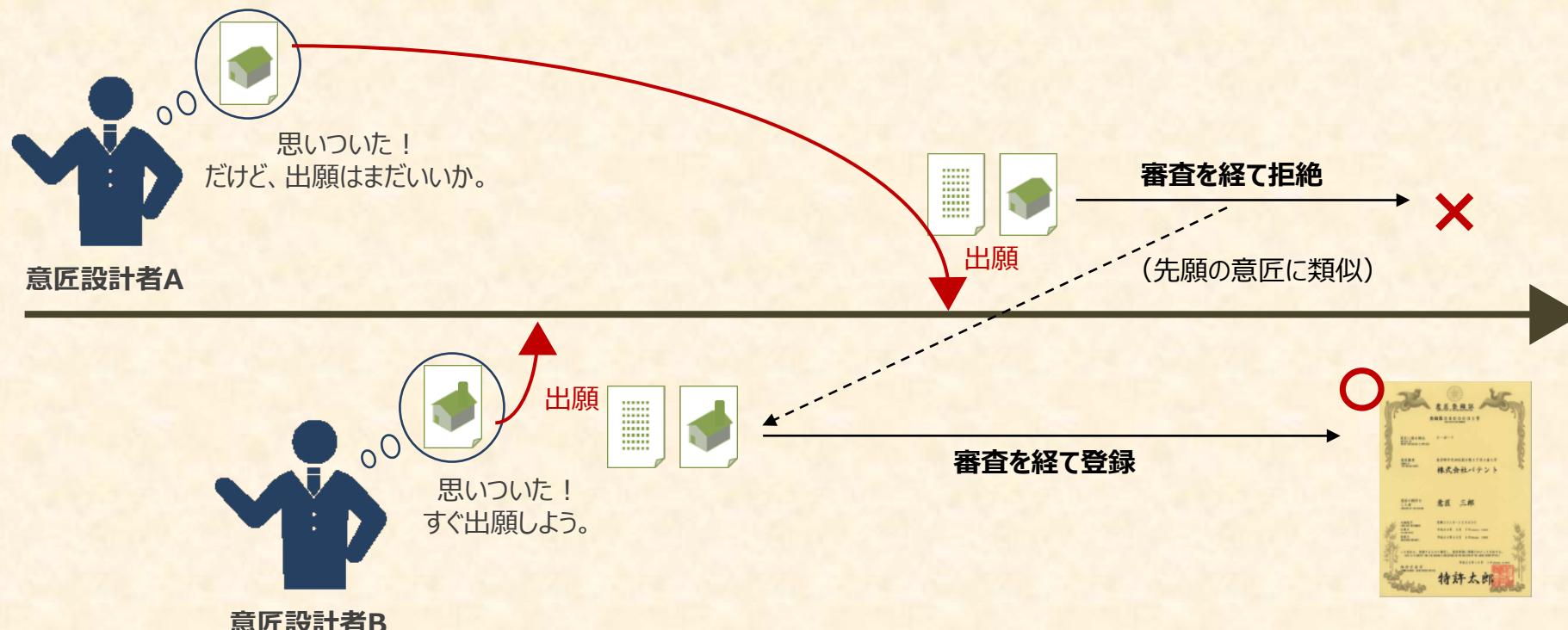


(意匠法第9条)

一番早い出願であること

類似の出願が同時期にあった場合、
審査では“特許庁に出願をした順”で登録を判断します。

■異なる人が類似のデザインをし、出願のタイミングが違う場合の例



05 様々な出願制度

建築物や内装の一部分も出願できます

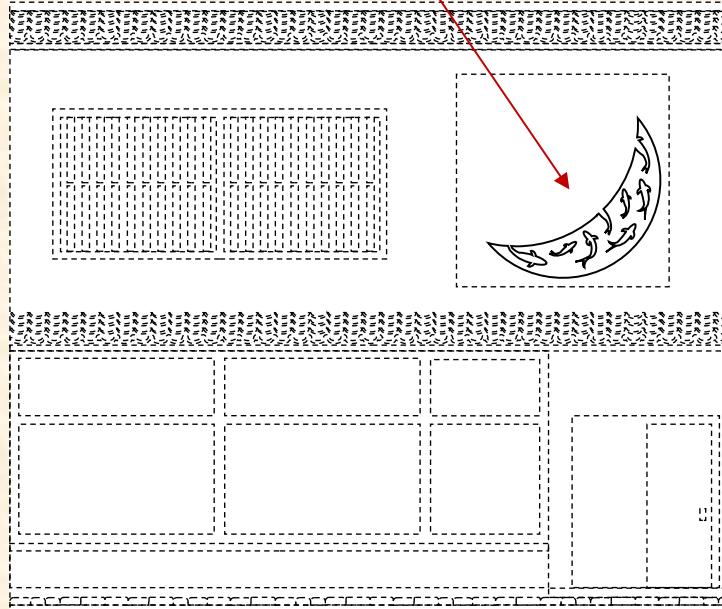
(意匠法第2条)

独創的で特徴ある創作部分を出願・登録できます。

建築物の外観の一部や、内装の一部に特徴的な創作をした場合、
その部分について、意匠登録を受けることができます。

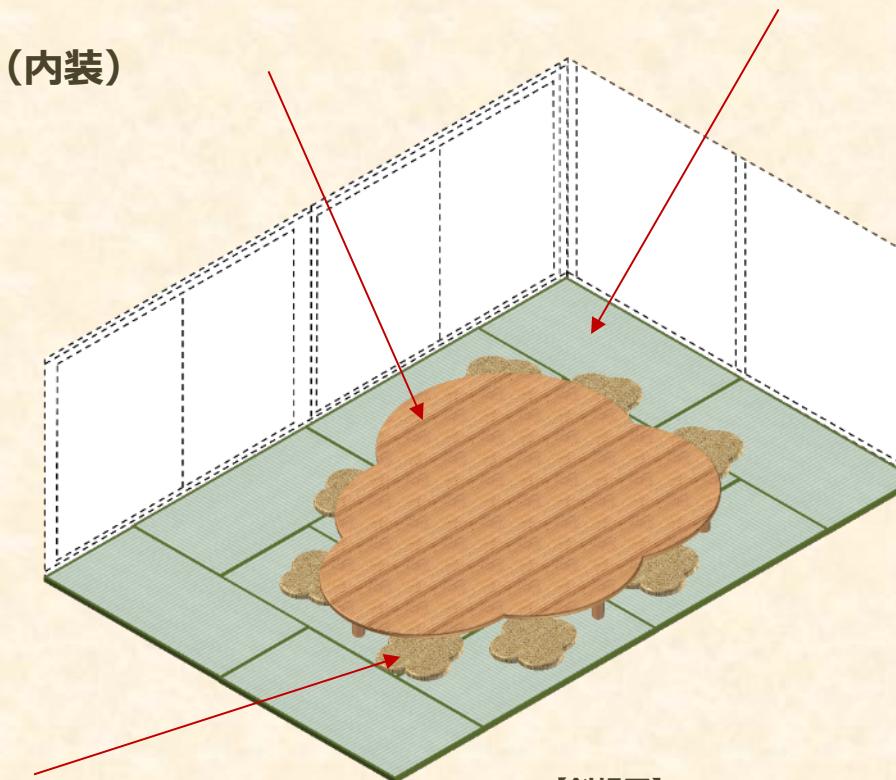
意匠登録を受けたい部分を実線で、その他の部分を破線等で描き分けます (詳細はP.74)

■飲食店の例（外観）



【正面図】

(内装)



【斜視図】

06 願書・図面の記載

図面の記載例（オンライン出願）

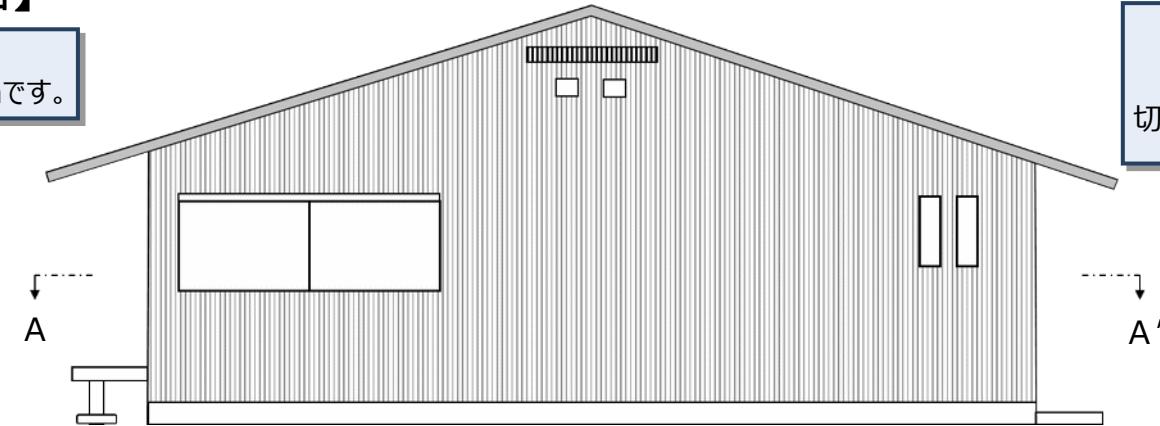
図面は、線図のほか、CGや写真での表現も可能です。
必ずしも5面図（正面、背面、左側面、右側面、平面）で表す必要はなく、
斜視図（パース）などの表現も許容します。
ここでは住宅の外観を例に、線図で5面を表した例を紹介します。

【書類名】 図面

【正面図】

各図の大きさは、
最大 横150mm、縦113mmです。

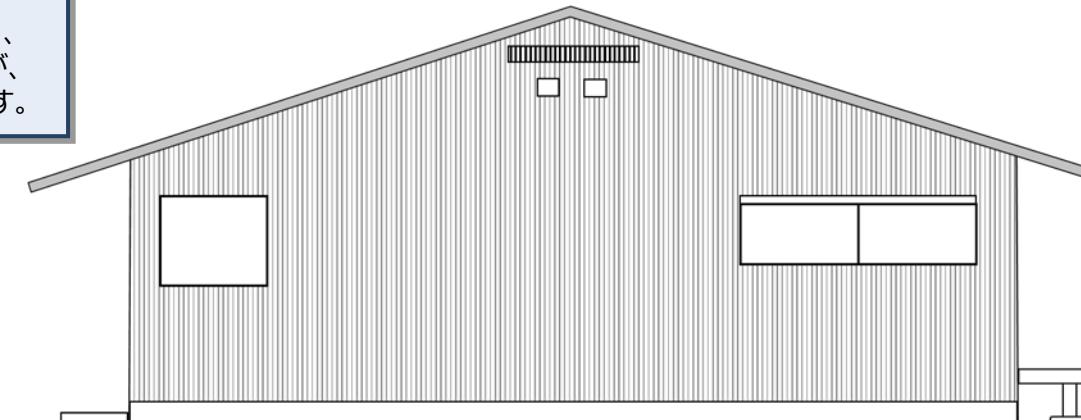
図面の記載順は自由です。



線の太さ
実線と破線：約0.4mm
切断面を表す平行斜線・鎖線：約0.2mm

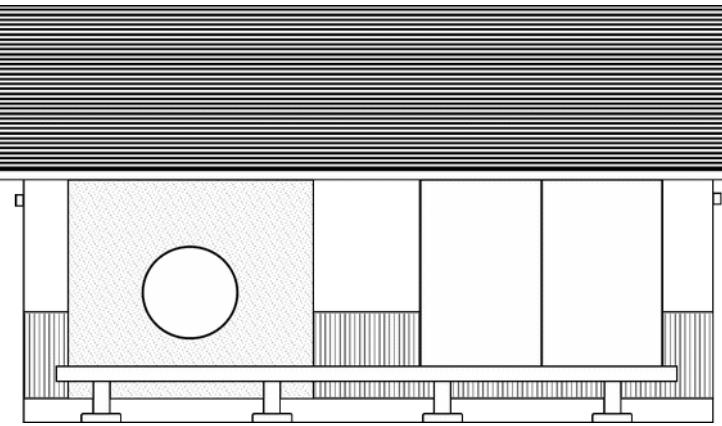
【背面図】

本事例では、正面図、背面図、
左右側面図と記載していますが、
“立面図”等の表現も許容します。

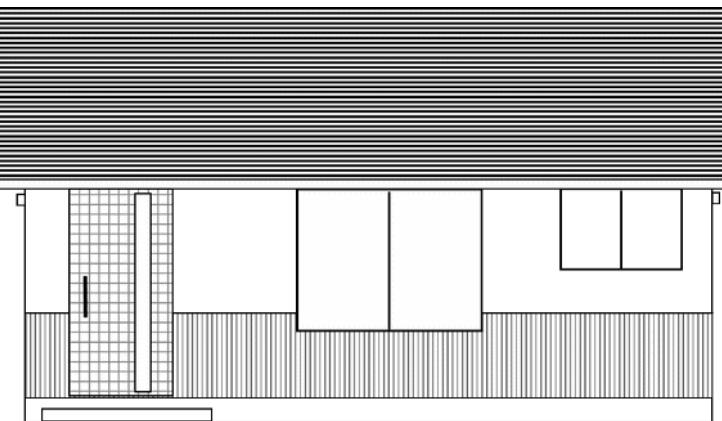


各図の縮尺が整合するように表します。

【左側面図】

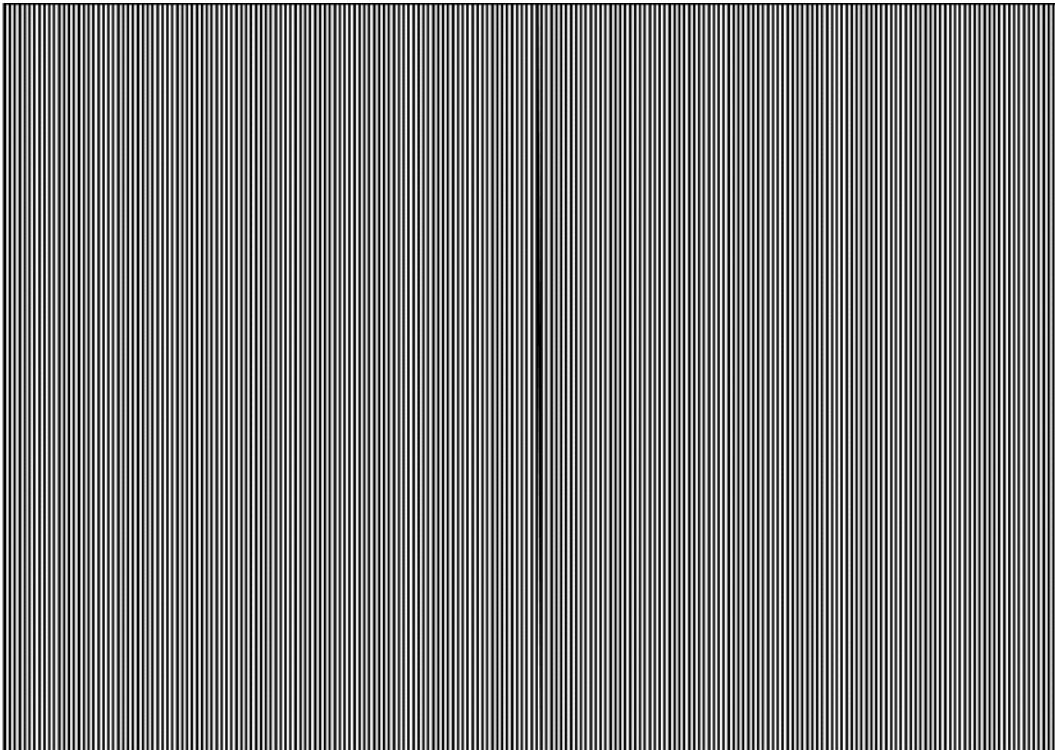


【右側面図】



【平面図】

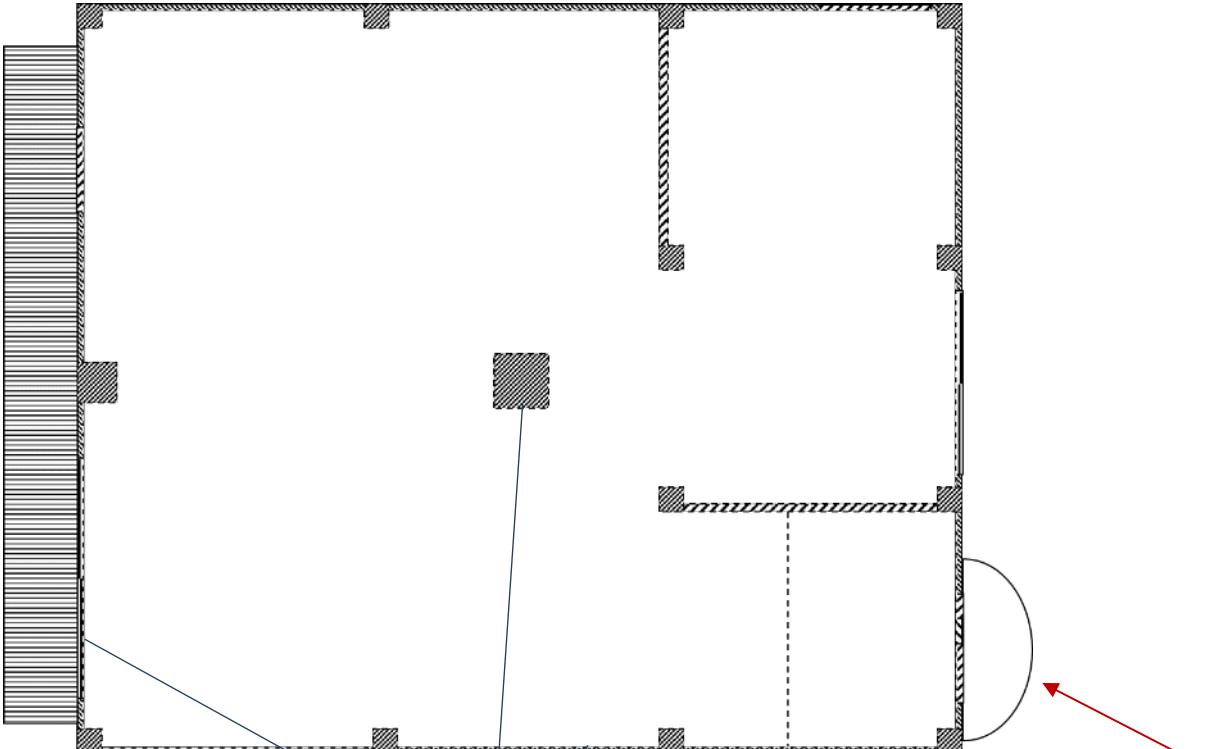
屋根伏図等の記載も認めます。



手前の面に隠れるなどして5面図（正面、背面、左側面、右側面、平面）で表しきれない部分は、断面図等を追加して表します。
この事例では、縁側の上面や、玄関前のステップ上面（赤矢印で示した部分）を表現しています。
どの部分を切断したかの引出線を正面図に記載しています（P.47）

【内部構造を省略したA-A' 線断面図】

内部構造は省略可能です。
その旨を示した図面名称にします。



本事例では、住宅の外観について意匠登録を受けようとするもので、
内部空間は意匠登録を受けない部分のため、実線ではなく破線で表します。

■正投影図法で表した例（建築物の外観について意匠登録を受ける例）

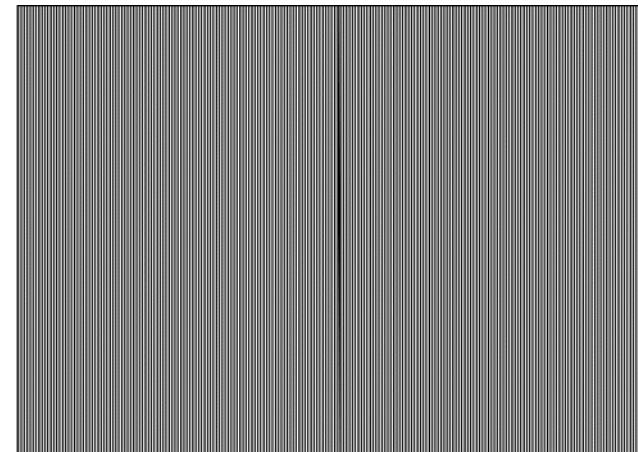
【意匠に係る物品】住宅

【意匠に係る物品の説明】この住宅は、二地域居住をする人や、別荘での利用を主に想定した平屋建住宅である。

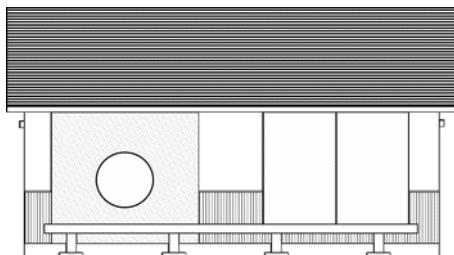
【意匠の説明】正面図、背面図、左側面図、右側面図に表された窓はいずれも透明である。

右側面図に表された玄関ドアの縦長矩形部は透光性を有する。

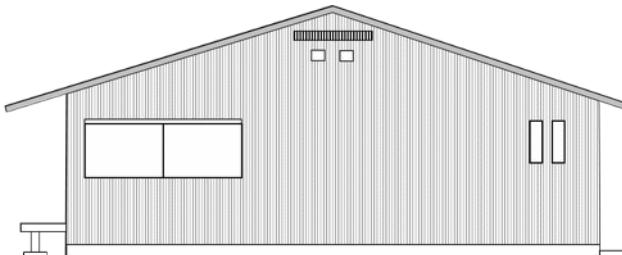
意匠登録を受けようとする意匠のみ、見えるままを表します。
(寸法、方位、図面記号、仕上げなどは表しません)



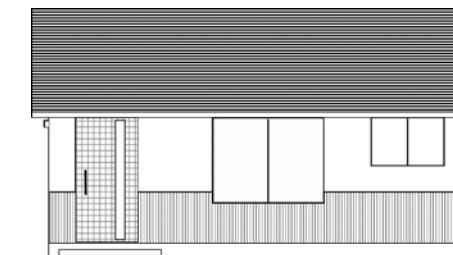
【平面図】



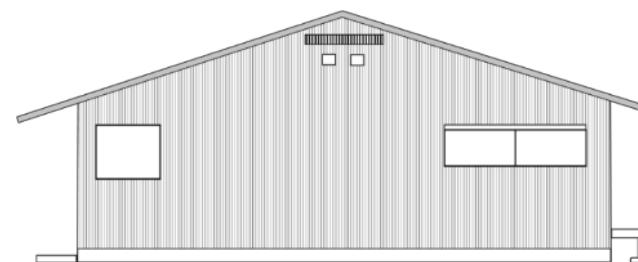
【左側面図】



【正面図】



【右側面図】



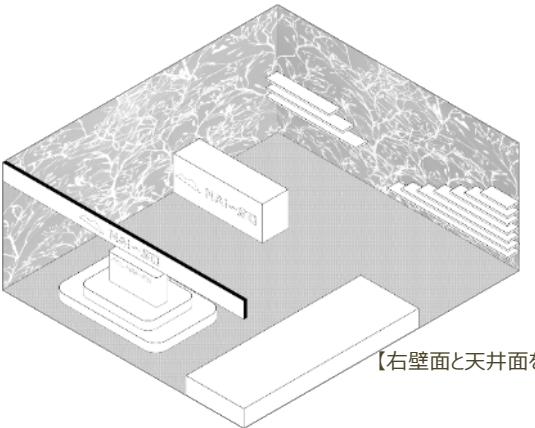
【背面図】

■ 正投影図法とアイソメトリック図法を組み合わせて表した例（内装の意匠）

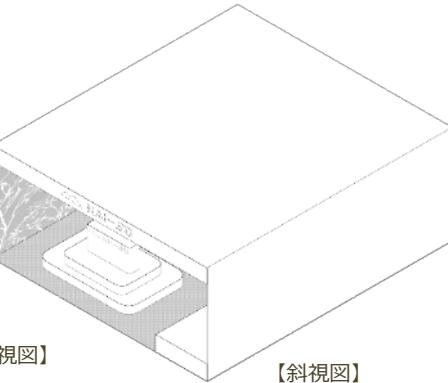
【意匠に係る物品】アウトドア用品店の内装

【意匠に係る物品の説明】この内装は、登山やキャンプなどのアウトドア愛好家を対象とする、アウトドア関連商品を扱う店舗の内装である。

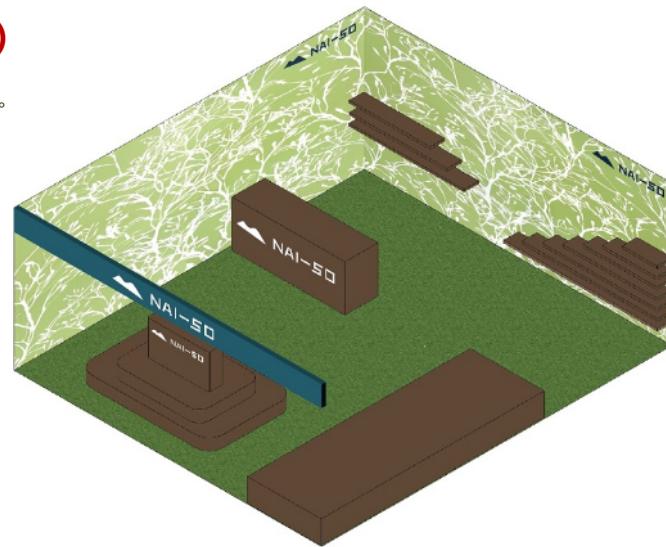
A-A'線平面図において左下に表した什器と右下角部に表した什器は商品陳列台である。左端の上から二つ目に表した什器は、販売・会計用のカウンターである。



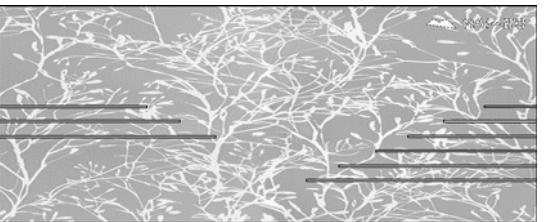
【右壁面と天井面を省略した斜視図】



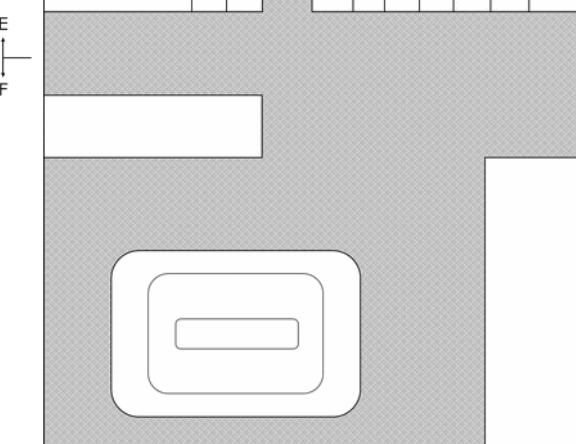
【斜視図】



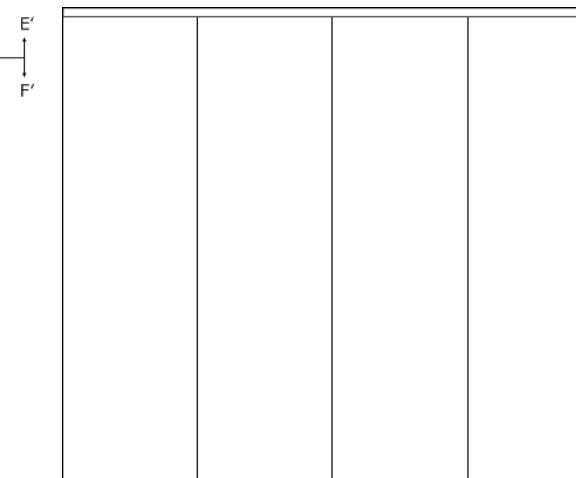
【使用状態を示す参考斜視図】



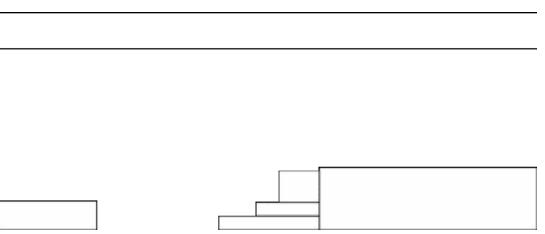
【E-E'線断面図】



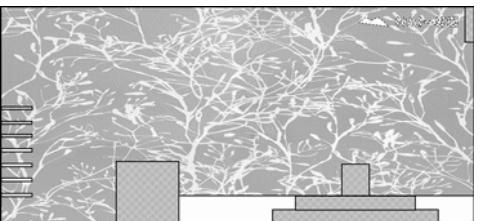
【A-A'線平面図】



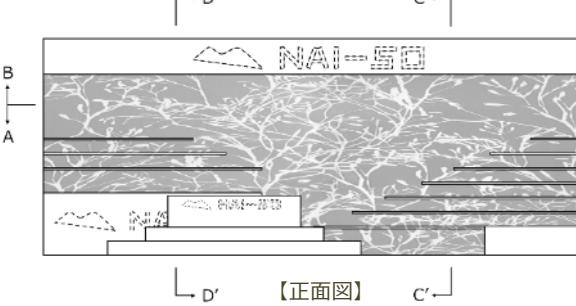
【B-B'線断面図】



【F-F'線断面図】



【D-D'線断面図】



【正面図】



【C-C'線断面図】

2 改正意匠法における建築物と内装の保護

2-B 建築物と内装の意匠登録件数

2020.4.1以後出願～2021.2.17間の登録件数

実際には2020.10～2021.2.17間（約5ヶ月間）での登録

A-1	建物	-	高層建築物等	23件
A-2	組立て家屋	-	住宅等	39件
A-3	組立て店舗	-	ロードサイド店舗等	3件
A-4	交通施設物	-	駅舎等	1件
B	内装	-	内装の登録意匠	18件
			合計	84件

※ 当事務所による公報調査（Aについては2020.4.1以前出願のものもある）

3 改正意匠法とCMR、 計事務所、ゼネコンに ある建築デザインへの影



3 改正意匠法とCMR、設計事務所、ゼネコンにおける建築デザインへの影響

3-A 侵害のリスク

第三者が有する建築物外観や内装デザインの意匠権を侵害した場合、以下のリスクを負う可能性がある

1 差止請求(侵害予防、侵害停止、侵害組成物等廃棄請求)

① 工事着工前や工事施工段階

当該建築物や内装のデザインの設計や施工内容の変更(設計、施工内容、スケジュール変更)

② 工事完成後段階

当該建築物や内装のデザインを意匠権に抵触しないものに変更するか(変更工事)。変更できない場合は建築物や内装自体を取り壊し(解体工事)。ただし、多大な費用を要する場合など経済的負担や社会的影響が大きく実際的でない場合、裁判所は意匠権者の請求を認めない可能性があるのでは?)

→ 基本的に、①の場合の設計変更費用や変更工事費用、②の場合の変更工事費用や解体による損害は、デザイン制作した設計事務所、GC、場合によってはCMRが負担するのでは?

3 改正意匠法とCMR、設計事務所、 ゼネコンにおける建築デザインへの影響

3-A 侵害のリスク

2 損害賠償請求

(a) 意匠権者の逸失利益（意匠権者が受注していれば得た利益）
か、(b) 侵害者の利益（侵害者が得た利益）（※）を損害として賠償

（※）発注者（デベロッパーなど）の販売利益、ゼネコンの設計・施工利益、設計事務所の設計利益、CMRのCM利益
などが想定される

3 改正意匠法とCMR、設計事務所、 ゼネコンにおける建築デザインへの影響

3-B 侵害のリスクヘッジ

- 建築デザインを創作をするプレイヤー（CMR、設計事務所、GCなど）
他社の建築物や内装デザインの意匠権との抵触の防止 – 他社が意匠権登録した建築物や内装のデザインの意匠権を事前に調査し、抵触しない意匠設計や内装デザインを創作させる
- 建築デザインを創作しないプレイヤー（発注者、CMR、GCなど）
善管注意義務の検討

3 改正意匠法とCMR、設計事務所、ゼネコンにおける建築デザインへの影響

3-C 権利化によるメリット

- 他社との差別化、優位性の確保

→ 建築物や内装デザインの権利化（意匠権登録）

CMR、設計事務所、GCなどが意匠設計や内装のデザインを行う場合は、自社で出願して権利化。対外的アピール。当該PJでは他のプレイヤー（クライアント、設計事務所、GCなど）へライセンス供与、別PJでは再利用における受注機会の確保、ライセンス供与によるロイヤルティー収入

※ 同じPJで複数のプレイヤーが建築デザインを共同して設計する場合

その権利関係の整理、つまり誰が意匠権者となるか、意匠権者は誰に利活用のライセンスを与えるかを決める



ご清聴ありがとうございました。

-  弁護士 釜田佳孝
-  06-6361-7113
-  kamada@kmd-lo.net
-  <http://www.kmd-lo.net>